

伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市外からの移住定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修に要する費用に対し、予算の範囲内において伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住者」とは、本市に転入した者であって、転入した日の前日まで5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録されていないものをいう。

(対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された移住者のうち、移住後1年未満のものとする（第10条に規定する完了報告書提出時までに本市の住民基本台帳に記録された者を含む。）。
- (2) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近の1年度に市区町村税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助の対象となる者が、自己の居住のために市内の住宅を取得し、改修等を行うものであって、次のいずれにも該当するものとする。ただし、補助金の交付を受けることができるのは、1戸に対して1回を限度とする。

- (1) 住宅の改修に要する経費のうち、次に掲げる経費の総額が100万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であるもの。
 - ア 水道、ガス又は電気設備の改修費
 - イ 台所、トイレ又は風呂の改修費
 - ウ 内装、外装又は屋根の改修費
 - エ 改築、増築及び減築等の工事又は修繕に要する経費

オ その他市長が必要と認める経費

- (2) 居住の用に供する箇所の改修であること。
- (3) 国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていないものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、15万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金交付申請書（第1号様式）及び伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し。ただし、第10条第1項第4号に該当する場合は、不要とする。
- (2) 本市に転入した日以前の直近5年間、本市の住民基本台帳に記録されていないことを証する移住前の住民票の除票等の写し
- (3) 移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近の1年度に市区町村税を滞納していないことを証する書類
- (4) 補助事業の見積書
- (5) 補助事業を行う住宅の全景及び施工予定箇所の写真
- (6) 建築確認申請が必要な改修の場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し
- (7) 住宅の登記事項証明書の写し又は住宅の取得に係る契約書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容について公益性、必要性等により、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付を決定した時は、速やかに伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金交付額決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に通知しなければならない。

(変更承認申請等)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、住宅の改修を中止又は廃止した時は、速やかに伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金中止（廃止）申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した後、速やかに伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金完了報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の改修に係る請求書、領収書等

(2) 建築確認申請が必要な改修の場合にあっては、建築基準法に基づく検査済証の写し

(3) 施工箇所の完成写真

(4) 補助対象者が交付申請日以降に移住する場合にあっては、本市へ転入したことがわかる住民票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の交付を確定し、伊東市移住定住促進住宅改修支援事業補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知しなければならない。

(指導監督)

第12条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は市職員に書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の検査又は質問に当たる市職員は、その身分を示すため伊東市補助金等交付規則第17条に定める身分証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければ

ならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる区分に応じて定める要件に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

(1) 全額の返還

- ア 補助金を補助の目的以外に使用した場合
- イ 補助金の交付の決定に付された条件を守らなかった場合
- ウ この要綱に基づき提出された申請書等の内容が虚偽であった場合
- エ 補助対象者が、補助事業に関し法令に違反する行為を行った場合
- オ 本市に転入した日から3年未満に市外へ転出した場合

(2) 半額の返還 本市に転入した日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

(遅延利息)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助対象者に求めた場合において、返還すべき補助金が納付期限までに納付されないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じてその未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。